

外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令（平成10年防衛庁訓令第35号）第10条の規定に基づき、防衛研究所において教育訓練を履修する留学生に対する給付金の支給に関する達を次のように定める。

平成10年8月28日

防衛研究所長 首藤 新悟

防衛研究所において教育訓練を履修する留学生に対する給付金の支給に関する達

改正 平成19年 1月 9日防衛研究所達第1号

（趣旨）

第1条 この達は、外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令（平成10防衛庁訓令第35号。以下「訓令」という。）に基づく給付金の支給に関する事務の細部について定めるものとする。

（教育訓練履修給付金支給調書の作成）

第2条 防衛研究所長（以下「所長」という。）は、給付金を支給する場合及び給付金を返納させる場合は、別紙様式第1により教育訓練履修給付金支給調書を作成するものとする。

（支給の打切りに該当する場合の報告）

第3条 教育部長は、給付金を支給される留学生（以下「支給留学生」という。）が、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第126条の8の規定に基づき服さなければならない自衛隊員と同一の規律に違反した場合その他給付金を支給することが著しく不相当と認められる場合は、速やかに所長にその旨を報告しなければならない。

2 訓令第8条第3項の規定による報告の様式は、別紙様式第2のとおりとする。

(支給の停止又は再開に該当する場合の報告)

第4条 教育部長は、支給留学生在が教育訓練を正当な理由がなくて履修しなかった場合その他給付金を支給することが不相当と認められる場合は、速やかに所長にその旨を報告しなければならない。

2 教育部長は、支給留学生在が教育訓練の履修を再開した場合その他給付金の支給を再開することが相当と認められる場合は、速やかに所長にその旨を報告しなければならない。

3 訓令第9条2項及び第5項の規定による報告の様式は、別紙様式第3のとおりとする。

附 則

この達は、平成10年8月28日から施行する。

附 則 (平成19年1月9日防衛研究所達第1号) (抄)

1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

2 この達の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

別紙様式第1（第2条関係）

教育訓練履修給付金支給調書								
番号	研修課程	国籍	氏名	受領印	支給額	支払期間	支払年月日	摘要
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
<p>上記の教育訓練履修給付金の額は正しいことを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>（実施機関の長）</p> <p>官 職</p> <p>階 級</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>					<p>（資金前渡官吏）</p> <p>官 職</p> <p>階 級</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

備考： 既支給額を変更する場合は、支給額欄の上段に既支給額を、下段に変更後の額を記入する。

別紙様式第2（第3条関係）

防 衛 大 臣 殿

防 衛 研 究 所 長

教育訓練履修給付金の支給の打切りについて（報告）

外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第35号）第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 該当する支給留学生

- (1) 氏 名
- (2) 国 籍
- (3) 年 齢
- (4) 研修課程

2 該当する支給の打切りの要件

- (1) 該当事項（いずれかに○）
 - ア 支給留学生の規律違反の場合
 - イ その他支給することが著しく不適当な場合
- (2) 前項の具体的内容

別紙様式第3（第4条関係）

防 衛 大 臣 殿

防 衛 研 究 所 長

教育訓練履修給付金の支給の停止（再開）について（報告）

外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令（平成10年防衛庁訓令第35号）第9条第2項及び第5項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 該当する支給留学生

- (1) 氏 名
- (2) 国 籍
- (3) 年 齢
- (4) 研修課程

2 該当する支給の停止（再開）の要件

- (1) 該当事項（いずれかに○）
 - ア 支給留学生が教育訓練を正当な理由がなくて履修しなかった場合
 - イ その他支給することが不適當な場合
- (2) 前項の具体的内容